

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

平成29年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕

福祉労働部子育て支援課
児童家庭課
人づくり・県民生活部青少年育成課

平成29年度児童福祉施設等（児童家庭課・子育て支援課・青少年育成課所管） 整備基本方針

児童家庭課・子育て支援課・青少年育成課

1 基本的な考え方

都市化や核家族化の進展などに伴い、家庭や地域での子育て機能低下、仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感・不安感の増大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、本県では、平成31年度を目標年度とする「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」（以下「プラン」という。）の実現に取り組んでいます。

このプランの「子どもを安心して生み育てることができる社会づくり」、「子どもの健やかな育ちと自立を応援する社会づくり」という施策の下、市町村と連携し、地域における子育て支援サービスの充実、児童養護施設等の計画的整備など、子どもや子育て世帯を社会全体で支援する取組を行っていきます。

平成29年度においては、プランに基づき、入所児童の動向や老朽施設の実態などから必要性や緊急性を勘案しながら施設の整備を図ります。

2 児童家庭課所管施設の整備について（社会福祉法人設置分）

（1）児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

社会的養護においては里親委託を優先しており、また、概ね県内各地域に設置されており、入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の安全確保や処遇改善を最優先の課題とし、老朽施設の改築修繕、ケア単位の小規模化を図るための整備等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

なお、施設が新たに地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを実施する場合は、賃貸による実施を基本とします。

（2）母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

平成27年度に民間施設が1ヶ所廃止されたが、平成29年度、同地域に民間施設が新規開設することになっており、概ね県内各地域に設置され、入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設における入所者の安全の確保や処遇改善を最優先の課題とし、老朽化施設の改築修繕等についてニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

(3) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

社会的養護においては里親委託を優先しており、また、入所需要に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の安全確保や処遇改善を最優先課題とし、老朽施設の改築修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

なお、施設が新たに分園型小規模グループケアを実施する場合は、賃貸による実施を基本とします。

(4) 情緒障害児短期治療施設

心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設。

県内には1ヶ所設置されており、既存施設における入所児童の安全の確保や処遇改善を最優先の課題とし、施設の改築修繕、ケア単位の小規模化を図るための整備等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

3 子育て支援課所管施設等の整備について

(1) 児童館・児童センター

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設。

市町村における子育て支援施設の整備や事業の実施状況を踏まえた上で、未設置市町村における新設や利用児童の安全面に影響を及ぼすような危険箇所や老朽施設の修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

4 青少年育成課所管施設等の整備について

(1) 放課後児童クラブ室

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした施設。

地域における子育て支援の重要な柱として、各市町村において計画的な設置が図られていることを踏まえ、未設置の市町村・校区における整備を図ります。

併せて、児童福祉法の改正(平成27年4月1日施行)による対象児童の拡大(小学校3年生から小学校6年生まで拡大)により、利用児童数の増加に対応する必要がある施設等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

児童福祉施設の推移

(1) 児童養護施設(政令市を除く)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
平成2年度	12	925	726	78.5
平成18年度	11	817	705	86.3
平成19年度	11	817	709	86.8
平成20年度	11	817	715	87.5
平成21年度	11	829	680	82.0
平成22年度	11	803	684	85.2
平成23年度	11	798	662	83.0
平成24年度	11	798	647	81.1
平成25年度	11	798	648	81.2
平成26年度	11	794	638	80.4
平成27年度	11	779	639	82.0

※ 平成21年度 地域小規模児童養護施設を2施設設置(施設数にはカウントしないが、定員は増員となる)

(2) 母子生活支援施設(政令市・中核市を除く)

	施設数(か所)	定員(世帯)	措置人員(世帯)	入所率(%)
平成2年度	12	175	141	80.6
平成18年度	11	204	164	80.4
平成19年度	11	210	163	77.6
平成20年度	10	180	139	77.2
平成21年度	9	173	128	74.0
平成22年度	9	173	121	69.9
平成23年度	9	173	119	68.8
平成24年度	8	153	110	71.9
平成25年度	8	153	96	62.7
平成26年度	7	133	96	72.2
平成27年度	7	133	90	67.7

※ 平成19年度 小規模分園型母子生活支援施設を1施設設置(施設数にはカウントしないが、定員は増員となる)

平成20年度 久留米市が中核市になったことによる県所管施設の減。

平成21年度 1施設閉所により、県所管施設の減。

平成24年度 1施設休止状態であり、県所管施設の減。

平成25年度 2施設廃止、1施設定員減

(3) 乳児院(政令市を除く)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
平成2年度	3	70	60	85.7
平成18年度	3	70	61	87.1
平成19年度	3	70	66	94.3
平成20年度	3	70	66	94.3
平成21年度	3	70	66	94.3
平成22年度	3	70	60	85.7
平成23年度	3	70	63	90.0
平成24年度	3	70	63	90.0
平成25年度	3	70	63	90.0
平成26年度	3	70	63	90.0
平成27年度	3	70	59	83.8

(4)児童自立支援施設(県立1か所)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
平成22年度	1	75	15	20.0
平成18年度	1	60	39	65.0
平成19年度	1	60	43	71.7
平成20年度	1	60	45	75.0
平成21年度	1	60	33	55.0
平成22年度	1	60	36	60.0
平成23年度	1	60	32	53.3
平成24年度	1	60	26	43.3
平成25年度	1	60	33	55.0
平成26年度	1	60	25	41.7
平成27年度	1	60	24	40.0

(5)情緒障害児短期治療施設

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
平成15年度	1	50	42	84.0
平成18年度	1	50	39	78.0
平成19年度	1	50	25	50.0
平成20年度	1	50	29	58.0
平成21年度	1	50	32	64.0
平成22年度	1	50	21	42.0
平成23年度	1	50	22	44.0
平成24年度	1	50	25	50.0
平成25年度	1	50	24	48.0
平成26年度	1	50	20	40.0
平成27年度	1	50	15	30.0

※ (1)～(5)の施設の措置人員は、各月初日在籍人員の年平均である。

(6) 児童館・児童センター（政令市・中核市を除く）

（毎年度4月1日現在）

	施設数(か所)
平成 2年度	35
平成18年度	52
平成19年度	52
平成20年度	50
平成21年度	54
平成22年度	54
平成23年度	53
平成24年度	53
平成25年度	50
平成26年度	48
平成27年度	48

(7) 放課後児童クラブ室

（毎年度5月1日現在）

	設置数(か所)
平成13年度	298
平成18年度	388
平成19年度	407
平成20年度	395
平成21年度	432
平成22年度	480
平成23年度	494
平成24年度	502
平成25年度	517
平成26年度	530
平成27年度	774

※平成26年度までは政令市・中核市を除いた数値。

※平成27年度からは政令市・中核市も補助対象。

児童福祉施設とその種類

(平成28年4月1日現在)

区分	根拠法令等	施設種別	施設内容	設置状況		
				県	政令市	計
児童福祉施設	児童福祉法	児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設である。	11	9	20
		母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。	6	5 (うち中核市1)	11
		乳児院	乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。	3	3	6
		児童自立支援施設	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする。	1	0	1
		情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする。	1	0	1
		児童厚生施設 (児童館・児童センター)	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。	48	44	92
合計				70	61	131

子育て支援のための拠点施設

(平成27年5月1日現在)

区分	根拠法令等	施設種別	施設内容	設置状況		
				県	政令市	計
子育て支援のための拠点施設	厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設設置要綱」	放課後児童クラブ室	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。	501 (うち 中核市 47)	273	774